

松江市告示第51号

市道区域の変更に関する告示

道路の区域を次のとおり変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年2月16日

松江市長 上 定 昭 仁



道路の 種 類	路線名	道路の区域				図面 番号	備考
		区間	変更前 後の別	敷地の幅員	延長		
市道	春日黒田線	松江市黒田町495番24 〃 〃 〃 番25	前	メートル 8.00～8.30	メートル 5.37	1	
			後	8.20～8.80	5.37		